平成２９年（フ）第１２５号
北海道深川市北光町１丁目14番17号　上川雅夫方
債務者　岩橋美津子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　将平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２８号
札幌市東区東苗穂１条３丁目２番11号　札幌明啓院
債務者　工藤　雅人
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　知里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２号
三重県四日市市九の城町12番15号　ソフィア四日市鵜の森公園202号、住民票上の住所三重県四日市市新正５丁目４番35号
債務者　市川　　保
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１２８９号
横浜市緑区いぶき野65番地32
債務者　内久保明伸
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　光子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２７号
名古屋市南区堤起町２丁目11番地の２
債務者　鈴木　匡浩（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　真樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８３５号
札幌市白石区菊水元町６条１丁目４番24―101号
債務者　五十嵐慎司
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５８号
札幌市手稲区曙９条１丁目８番24号
債務者　安田　明美
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８７８号
札幌市北区北23条西３丁目２番43―203号
債務者　上田　大介
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８９号
札幌市白石区南郷通17丁目北３番13―26号
債務者　石橋　安子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１７号
札幌市西区二十四軒３条２丁目６番19―407号
債務者　千葉　由香
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９４６号
札幌市手稲区星置１条８丁目18番７―603号
債務者　吉澤美保子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５７号
札幌市東区北17条東19丁目２番22―601号
債務者　原田　綾子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７２号
札幌市中央区南19条西10丁目２番21―102号
債務者　菊池　優作
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９５号
札幌市北区北22条西８丁目１番30―408号
債務者　中田　正明
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０４５号
札幌市東区北32条東６丁目２番10号　エクセル32Ａ201号
債務者　白戸　雪夫
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７４１号
愛知県小牧市藤島町梵天44番地２　匠建ビル302号
債務者　大橋　千愛
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０６号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目７番18号
債務者　笹田　君江
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６８８号
福岡市早良区南庄３丁目16番８号
債務者　平山　晃一
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部